

※下線部は、改定部分を示します。

TOSEKI CARD Visa 会員規約 新旧対照表	
改定前	改定後
<p>第1条 (会員) 5. 家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対して通知することを<u>予め</u>承諾するものとします。</p>	<p>第1条 (会員) 5. 家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対して通知することを<u>あらかじめ</u>承諾するものとします。</p>
<p>第3条 (カードの有効期限) 2. 当社が引続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し、貸与します。<u>但し</u>、当社が必要と認め、本人会員に通知したときは、カードの有効期限を繰上げることができるものとします。<u>また</u>、会員規約はカード送付台紙に記載している URL 又は二次元コードより必ずご確認ください。</p>	<p>第3条 (カードの有効期限) 2. 当社が引続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し、貸与します。<u>ただし</u>、当社が必要と認め、本人会員に通知したときは、カードの有効期限を繰上げることができるものとします。<u>又</u>、会員規約はカード送付台紙に記載している URL 又は二次元コードより必ずご確認ください。</p>
<p>第5条 (暗証番号) 1. 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。会員は、暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」及び生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択し申出するものとします。<u>但し</u>、会員からの申出がない場合、又は会員から申出のあった暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、改めて会員へ暗証番号の登録又は変更の通知を行うものとします。 2. 登録された暗証番号が他人により使用された場合、そのために生じた損害については会員の責任となります。<u>但し</u>、カード管理及び登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。尚、家族会員が本項に違反したことに基づいて当社又はその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。</p>	<p>第5条 (暗証番号) 1. 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。会員は、暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」及び生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択し申出するものとします。<u>ただし</u>、会員からの申出がない場合、又は会員から申出のあった暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、改めて会員へ暗証番号の登録、又は変更の通知を行うものとします。 2. 登録された暗証番号が他人により使用された場合、そのために生じた損害については会員の責任となります。<u>ただし</u>、カード管理及び登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。尚、家族会員が本項に違反したことに基づいて当社又はその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。</p>
<p>第8条 (付帯サービス) 2. 会員は、付帯サービスについて次のことを<u>予め</u>承知するものとします。</p>	<p>第8条 (付帯サービス) 2. 会員は、付帯サービスについて次のことを<u>あらかじめ</u>承知するものとします。</p>
<p>第10条 (請求書等記載の同意) 2. 会員は、「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」及び「受取書面(貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条6項、同法第18条3項に基づき、「マンスリーステートメント」(毎月1日から当月末日における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面)に代えることができることを承諾します。<u>但し</u>、会員は、当社に申出ることによりマンスリーステートメントによる書面受け取りの代替を拒否できるものとします。 3. 会員は、前各項について「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」及び「受取書面(貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。<u>但し</u>、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p>	<p>第10条 (請求書等記載の同意) 2. 会員は、「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」及び「受取書面(貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条6項、同法第18条3項に基づき、「マンスリーステートメント」(毎月1日から当月末日における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面)に代えることができることを承諾します。<u>ただし</u>、会員は、当社に申出ることによりマンスリーステートメントによる書面受け取りの代替を拒否できるものとします。 3. 会員は、前各項について「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」及び「受取書面(貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。<u>ただし</u>、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p>
<p>第11条 (お支払い) 1. カードショッピングの支払金並びにキャッシングサービスの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、会員が<u>予め</u>約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」といいます。)にお支払いいただきます。<u>但し</u>、支払期日に万一口座振替できない場合、又は事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合があります。又金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の支払いに係る口座と当社に対する他の債</p>	<p>第11条 (お支払い) 1. カードショッピングの支払金並びにキャッシングサービスの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、会員が<u>あらかじめ</u>約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」といいます。)にお支払いいただきます。<u>ただし</u>、支払期日に万一口座振替できない場合、又は事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合があります。又金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の支払いに係る口座と当社に対</p>

<p>務の支払いに係る口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。</p>	<p>する他の債務の支払いに係る口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。</p>
<p>第 14 条 (支払金等の充当順序) 会員は、お支払いいただいた金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、通知なくして、当社が適当と認める順序、方法により何れかの債務に充当しても異議ないものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順序については、この限りではないものとします。</p>	<p>第 14 条 (支払金等の充当順序) 会員は、お支払いいただいた金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、通知なくして、当社が適当と認める順序、方法により何れかの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順序については、この限りではないものとします。</p>
<p>第 15 条 (費用の負担) 1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。 2. 会員は、当社の提携する金融機関等の現金自動貸出機等(CD・ATM)でキャッシングサービスを利用した場合、及びキャッシングサービス又はカードショッピングの支払金の返済をした場合、当社所定の ATM 手数料を負担するものとします。(ATM 手数料は、ご利用 1 回あたりの利用金額・返済金額が 1 万円以下の場合には 110 円 (消費税込)、利用金額・返済金額が 1 万円を超える場合は 220 円 (消費税込) とします。)</p>	<p>第 15 条 (費用の負担) 1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。ただし、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。 2. 会員は、当社の提携する金融機関等の現金自動預払機又は現金自動支払機 (以下「ATM 等」といいます。)でキャッシングサービスを利用した場合、及びキャッシングサービス又はカードショッピングの支払金の返済をした場合、当社所定の ATM 手数料を負担するものとします。(ATM 手数料は、ご利用 1 回あたりの利用金額・返済金額が 1 万円以下の場合には 110 円 (消費税込)、利用金額・返済金額が 1 万円を超える場合は 220 円 (消費税込) とします。)</p>
<p>第 16 条 (カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分) 3. 2 項に係らず、次の各号の何れかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。 (5) カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合。(第 5 条 2 項但し書きの場合を除きます。) 5. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更の上、カードを再発行することができるものとし、会員は予めこれを承諾します。 6. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本人会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出又は使用について、会員に故意又は重大な過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本人会員が支払いの責を負うものとします。</p>	<p>第 16 条 (カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分) 3. 2 項にかかわらず、次の各号の何れかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。 (5) カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合。(第 5 条 2 項ただし書きの場合を除きます。) 5. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更の上、カードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。 6. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本人会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。ただし、偽造カードの作出又は使用について、会員に故意又は重大な過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本人会員が支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第 17 条 (期限の利益の喪失) 1. 本人会員は、次の何れかに該当したときは、キャッシングサービス及びカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。 (1) 本人会員がカードショッピングの 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い又はボーナス併用分割払いの分割払金及びリボルビング払いの弁済金の支払いを延滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにも係らずその期限までに支払いがなかったとき。 (2) キャッシングサービスの支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき。(但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。) (5) 会員が営業のために若しくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約(但し、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約 (以下、これらの契約を総称して「業務提供誘引販売個人契約等」といいます。)) に該当する場合を除きます。)となるカードショッピングの支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき。 2. 次の何れかに該当したときは、本人会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p>	<p>第 17 条 (期限の利益の喪失) 1. 本人会員は、次の何れかに該当したときは、キャッシングサービス及びカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。 (1) 本人会員がカードショッピングの 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い又はボーナス併用分割払いの分割払金及びリボルビング払いの弁済金の支払いを延滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いがなかったとき。 (2) キャッシングサービスの支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき。(ただし、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。) (5) 会員が営業のために若しくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約(ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約 (以下、これらの契約を総称して「業務提供誘引販売個人契約等」といいます。)) に該当する場合を除きます。)となるカードショッピングの支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき。 2. 次の何れかに該当したときは、本人会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p>

<p>(2)本人会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分（<u>但し</u>、信用に 関しないものを除く。）の申立、又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(8)当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届 がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにも<u>係 らず</u>、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通 知が到達しなかったときで当該通知発送の日より 25 日間経 過したとき（<u>但し</u>、通知が到達しなかったことにつき正当な 理由があり、本人会員がこれを証明したときを除きます。）。</p>	<p>(2)本人会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分（<u>ただし</u>、信用 に関しないものを除く。）の申立、又は滞納処分を受けたと き。</p> <p>(8)当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届 がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにも<u>か かわらず</u>、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由 で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より 25 日 間経過したとき（<u>ただし</u>、通知が到達しなかったことにつき 正当な理由があり、本人会員がこれを証明したときを除きま す。）。</p>
<p>第 18 条（カードの使用停止と返却）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して 何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変 更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟 店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(2)本人会員がカード利用による支払金等（第 4 条に定める年 会費を含みます。）当社に対する一切の債務の<u>いずれか</u>の履 行を怠った場合。</p>	<p>第 18 条（カードの使用停止と返却）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して 何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変 更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟 店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(2)本人会員がカード利用による支払金等（第 4 条に定める年 会費を含みます。）当社に対する一切の債務の<u>何れか</u>の履 行を怠った場合。</p>
<p>第 19 条（会員資格の喪失）</p> <p>1. 当社は、会員が第 17 条 <u>及び</u> 第 18 条 1 項の何れかに該当したと きは、会員資格を喪失させることができるものとします。この 場合、会員は当社に対して直ちにカードの返却を行うものと します。</p>	<p>第 19 条（会員資格の喪失）</p> <p>1. 当社は、会員が第 17 条 <u>又は</u> 第 18 条 1 項 <u>各号</u>の何れかに該当し たときは、会員資格を喪失させることができるものとします。 この場合、会員は当社に対して直ちにカードの返却を行うもの とします。</p>
<p>第 20 条（脱会）</p> <p>3. 会員は、当社又はサービス提携先が提供する付帯サービスに ついて、脱会した時点で利用できなくなることを<u>予め</u>承諾す るものとします。</p>	<p>第 20 条（脱会）</p> <p>3. 会員は、当社又はサービス提携先が提供する付帯サービスに ついて、脱会した時点で利用できなくなることを<u>あらかじめ</u> 承諾するものとします。</p>
<p>第 21 条（届出事項の変更）</p> <p>2. 会員は、1 項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの 通知又は送付書類等が、延着又は不到着となっても、当社が通 常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものと します。<u>但し</u>、1 項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかった ことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証 明したときは、この限りではないものとします。</p> <p>3. 当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留 置されたときは留置期間満了時に、又受領を拒絶したときは 受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。<u>但し</u>、会 員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したとき は、この限りではないものとします。</p>	<p>第 21 条（届出事項の変更）</p> <p>2. 会員は、1 項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの 通知又は送付書類等が、延着又は不到着となっても、当社が通 常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものと します。<u>ただし</u>、1 項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかつ たことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを 証明したときは、この限りではないものとします。</p> <p>3. 当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留 置されたときは留置期間満了時に、又受領を拒絶したときは 受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。<u>ただし</u>、 会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したとき は、この限りではないものとします。</p>
<p>第 22 条（住民票等の取得の承諾）</p> <p>会員は、本申込に係る審査のため、若しくは途上与信管理に係る 審査のため、若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場 合には、会員の住民票・源泉徴収票・所得証明等を当社が取得し 利用することを<u>予め</u>承諾するものとします。</p>	<p>第 22 条（住民票等の取得の承諾）</p> <p>会員は、本申込に係る審査のため、若しくは途上与信管理に係る 審査のため、若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場 合には、会員の住民票・源泉徴収票・所得証明等を当社が取得し 利用することを<u>あらかじめ</u>承諾するものとします。</p>
<p>第 23 条（収入証明書の提出）</p> <p>会員は、当社から源泉徴収票等の収入、又は収益その他資力 を明らかにする書面（以下「収入証明書」といいます。）の提 供を求められることに関して、<u>予め</u>以下の内容について承諾 するものとします。</p>	<p>第 23 条（収入証明書の提出）</p> <p>会員は、当社から源泉徴収票等の収入、又は収益その他資力 を明らかにする書面（以下「収入証明書」といいます。）の提供 を求められることに関して、<u>あらかじめ</u>以下の内容について承 諾するものとします。</p>
<p>第 24 条（取引時確認）</p> <p>1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづ く取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引 目的及び職業等の確認）の手続きが、当社所定の期間内に完 了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、又 はカードの全部 <u>若しくは</u> 一部の利用を停止することがあり ます。</p> <p>2. 会員は、会員が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」 に規定する国家元首、重要な地位を占める者 <u>若しくは</u> これら の者であった者又はその者の家族に該当する場合又は該当 することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なく当 社に届出なければなりません。</p>	<p>第 24 条（取引時確認）</p> <p>1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづ く取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引 目的及び職業等の確認）の手続きが、当社所定の期間内に完 了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、又 はカードの全部 <u>もしくは</u> 一部の利用を停止することがあり ます。</p> <p>2. 会員は、会員が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」 に規定する国家元首、重要な地位を占める者 <u>もしくは</u> これら の者であった者又はその者の家族に該当する場合又は該当 することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なく当 社に届出なければなりません。</p>

<p>第 25 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 申込者及び会員は、自身が、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者⑨その他前各号に準ずるもの。</p> <p>2. 申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいづれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。</p> <p>6. 5 項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、5 項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p>	<p>第 25 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 申込者及び会員は、自身が、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧準暴力団等(暴力団には属さないものの、暴力や詐欺などの犯罪行為を繰り返す集団又は個人、匿名・流動型犯罪グループを含む)⑨その他(行政対象暴力の対象となった右翼等)⑩①～⑨の共生者⑪その他前各号に準ずるもの。</p> <p>2. 申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の何れかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。</p> <p>6. 5 項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p>
<p>第 26 条 (貸付の契約に係る勧誘)</p> <p>会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係る勧誘を行うことに<u>予め</u>承諾するものとします。<u>但し</u>、会員は、当社に申出ることにより貸付の契約に係る勧誘を拒否できるものとします。</p>	<p>第 26 条 (貸付の契約に係る勧誘)</p> <p>会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係る勧誘を行うことに<u>あらかじめ</u>承諾するものとします。<u>ただし</u>、会員は、当社に申出ることにより貸付の契約に係る勧誘を拒否できるものとします。</p>
<p>第 29 条 (カード利用代金債権の譲渡等の承認)</p> <p>本人会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本人会員に対して有する債権を、取引金融機関(その関連会社を含む)・特定目的会社・債権管理回収会社等に譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、<u>予め</u>承諾するものとします。</p>	<p>第 29 条 (カード利用代金債権の譲渡等の承認)</p> <p>本人会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本人会員に対して有する債権を、取引金融機関(その関連会社を含む)・特定目的会社・債権管理回収会社等に譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、<u>あらかじめ</u>承諾するものとします。</p>
<p>第 30 条 (規約の変更)</p> <p>1. 当社は、以下の各号のいづれかの事由に対するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容及びその効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。</p>	<p>第 30 条 (規約の変更)</p> <p>1. 当社は、以下の各号の何れかの事由に対するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容及びその効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。</p>
<p>第 31 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に<u>係らず</u>、会員の住所地・購入地・契約地、又は当社の本社及び営業店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 31 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に<u>かわらず</u>、会員の住所地・購入地・契約地、又は当社の本社及び営業店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 34 条 (日本国外の利用代金の円への換算)</p> <p>会員の日本国外におけるカードの利用代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「Visa worldwide」と<u>称します</u>。)の決済センターで当社と提携するクレジットカード会社が立替した時点の Visa worldwide の指定する決済レートに日本国外の利用に伴う事務処理手数料を加算した換算レートにより円貨に換算の上、日本国内における支払い金と同様の方法でお支払いいただきます。</p>	<p>第 34 条 (日本国外の利用代金の円への換算)</p> <p>会員の日本国外におけるカードの利用代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「Visa worldwide」と<u>いいます</u>。)の決済センターで当社と提携するクレジットカード会社が立替した時点の Visa worldwide の指定する決済レートに日本国外の利用に伴う事務処理手数料を加算した換算レートにより円貨に換算の上、日本国内における支払い金と同様の方法でお支払いいただきます。</p>
<p>第 35 条 (カードショッピングの利用方法)</p> <p>1. 会員は、2 項に掲げる加盟店にカードを提示し、取引内容をご確認のうえ会員自身が端末機等に暗証番号を入力することによって、商品等の購入並びにサービス等の提供を受けることができます。売上票(お客様控え)とカードをお受け取りになり、後日ご利用代金明細書と照合してください。<u>但し</u>、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカード利用をするものとします。</p>	<p>第 35 条 (カードショッピングの利用方法)</p> <p>1. 会員は、2 項に掲げる加盟店にカードを提示し、取引内容をご確認のうえ会員自身が端末機等に暗証番号を入力することによって、商品等の購入並びにサービス等の提供を受けることができます。売上票(お客様控え)とカードをお受け取りになり、後日ご利用代金明細書と照合してください。<u>ただし</u>、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカード利用をするものとします。</p>

<p>4. 当社又は提携カード会社・加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、又は利用ができない場合があります。又当社は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用等、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。又カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれを<u>予め</u>承諾するものとします。</p> <p>8. カードショッピングの利用のためにカードが加盟店に提示され、又はカード情報が通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当該加盟店より確認の依頼を当社が受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カードショッピングの利用者が加盟店に届出した情報と会員が当社に届出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する可能性があることを、会員は<u>予め</u>承諾するものとします。</p> <p>9. 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため、当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することを<u>予め</u>承諾するものとします。</p> <p>10. 会員は、2項に掲げる加盟店において、カードを利用してカードショッピングを行ったとき、当該加盟店が保有しているカードショッピングの内容（メーカー名・型式番号等を含む）、及び配達先等について加盟店が当社に回答を行うことを<u>予め</u>同意するものとします。</p>	<p>4. 当社又は提携カード会社・加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、又は利用ができない場合があります。又当社は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用等、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。又カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれを<u>あらかじめ</u>承諾するものとします。</p> <p>8. カードショッピングの利用のためにカードが加盟店に提示され、又はカード情報が通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当該加盟店より確認の依頼を当社が受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カードショッピングの利用者が加盟店に届出した情報と会員が当社に届出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する可能性があることを、会員は<u>あらかじめ</u>承諾するものとします。</p> <p>9. 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため、当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することを<u>あらかじめ</u>承諾するものとします。</p> <p>10. 会員は、2項に掲げる加盟店において、カードを利用してカードショッピングを行ったとき、当該加盟店が保有しているカードショッピングの内容（メーカー名・型式番号等を含む）、及び配達先等について加盟店が当社に回答を行うことを<u>あらかじめ</u>同意するものとします。</p>
<p>第36条（所有権留保に伴う特約） 会員は、カード利用により購入した商品の所有権は当社が第35条5項6項に定める債権譲渡、又は立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを<u>予め</u>承諾するとともに次の事項を遵守するものとします。</p> <p>3. 会員は、第17条により期限の利益を喪失した場合、当社は留保した所有権に基づき商品等を引き取ることができ、その商品等については、当社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当することを<u>予め</u>承諾するものとします。尚、不足が生じたときは、会員と当社の間で直ちに清算するものとします。</p>	<p>第36条（所有権留保に伴う特約） 会員は、カード利用により購入した商品の所有権は当社が第35条5項6項に定める債権譲渡、又は立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを<u>あらかじめ</u>承諾するとともに次の事項を遵守するものとします。</p> <p>3. 会員は、第17条により期限の利益を喪失した場合、当社は留保した所有権に基づき商品等を引き取ることができ、その商品等については、当社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当することを<u>あらかじめ</u>承諾するものとします。尚、不足が生じたときは、会員と当社の間で直ちに清算するものとします。</p>
<p>第37条（カードショッピングの支払金の支払方法） 1. 加盟店でのカードショッピングの支払金の支払方法は次の方法によるものとします。 (2) 日本国内におけるカードショッピングの支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとし、カードショッピング利用の際に会員が指定するものとします。また、加盟店及び商品又はサービスにより利用できない支払方法があります。 ②2回払いの場合、ご利用代金を翌月と翌々月に2分の1ずつ支払うものとします。<u>但し</u>、分割払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。 ③分割払いの場合、支払総額は、利用代金（現金価格）に《カードショッピングのご案内（別表）》に記載する分割手数料を加算した金額となります。又分割払金は支払総額を支払回数で除した金額となります。<u>但し</u>、分割払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。 ④ボーナス併用分割払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月とし最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス併用回数は、支払回数5、6、10、12回払いのときは2回以内、15、18回払いのとき</p>	<p>第37条（カードショッピングの支払金の支払方法） 1. 加盟店でのカードショッピングの支払金の支払方法は次の方法によるものとします。 (2) 日本国内におけるカードショッピングの支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとし、カードショッピング利用の際に会員が指定するものとします。また、加盟店及び商品又はサービスにより利用できない支払方法があります。 ②2回払いの場合、ご利用代金を翌月と翌々月に2分の1ずつ支払うものとします。<u>ただし</u>、分割払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。 ③分割払いの場合、支払総額は、利用代金（現金価格）に《カードショッピングのご案内（別表）》に記載する分割手数料を加算した金額となります。又分割払金は支払総額を支払回数で除した金額となります。<u>ただし</u>、分割払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。 ④ボーナス併用分割払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月とし最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス併用回数は、支払回数5、6、10、12回払いのときは2回以内、15、18回払いのとき</p>

は3回以内、20、24回払いのときは4回以内、30、36回払いのときは6回以内とします。又ボーナス支払月の加算対象額は1回のカード利用代金(現金価格)の50%以内とし、ボーナス併用回数に応じて分割(但し、ボーナス支払月の加算額は、1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を月々の分割払金に加算してお支払いいただきます。(但し、利用できる期間、金額、選択できるボーナス支払月については、加盟店により制限があります。)

⑤ボーナス一括払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月の何れかとし、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス払い支払月に一括してお支払いいただきます。(但し、利用できる期間、金額、選択できるボーナス支払月については、加盟店により制限があります。)

⑥リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式(A)元利定額支払方式(B)利用時残高スライド元利定額支払方式のうちから選択した支払方式とします。尚、リボルビング払いの包括信用購入あっせんの手数料(以下「リボ手数料」といいます。)は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年18.0%の割合の金額とします。但し、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

(A)元利定額支払方式の弁済金(毎月の支払金でリボ手数料を含みます。)は、予め会員が指定し、当社が認めた支払コース(1万円から10万円まで1万円単位。)の金額とします。又リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が支払コースの弁済金に満たない場合はその合計が弁済金となります。尚、リボ手数料が支払コースの金額を超える場合は、リボ手数料の全額をお支払いいただきます。

(B)利用時残高スライド元利定額支払方式の弁済金(毎月の支払金でリボ手数料を含みます。)は《カードショッピングのご案内(別表)》に記載のとおり、リボルビング払いの最終利用時の月末のリボルビング利用残高により算定されます。但し、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。尚、リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が弁済金未済の場合はその合計が弁済金になります。

第38条(遅延損害金)

1. 本人会員が、カードショッピングの支払金を遅滞したとき(2項の場合を除きます。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1)2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス一括払いでの商品、役務又は割賦販売法に定める指定権利に関する取引について、当該分割払金に対し年14.60%を乗じた額と分割払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。

(2)1回払い若しくはリボルビング払いの取引、又は2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス一括払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し年14.60%を乗じた額。

2. 本人会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1)1項(1)の取引については、分割払金の残金全額に対し年法定利率を乗じた額。

(2)1項(2)の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年14.60%を乗じた額。

は3回以内、20、24回払いのときは4回以内、30、36回払いのときは6回以内とします。又ボーナス支払月の加算対象額は1回のカード利用代金(現金価格)の50%以内とし、ボーナス併用回数に応じて分割(ただし、ボーナス支払月の加算額は、1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を月々の分割払金に加算してお支払いいただきます。(ただし、利用できる期間、金額、選択できるボーナス支払月については、加盟店により制限があります。)

⑤ボーナス一括払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月の何れかとし、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス払い支払月に一括してお支払いいただきます。(ただし、利用できる期間、金額、選択できるボーナス支払月については、加盟店により制限があります。)

⑥リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式(A)元利定額支払方式(B)利用時残高スライド元利定額支払方式のうちから選択した支払方式とします。尚、リボルビング払いの包括信用購入あっせんの手数料(以下「リボ手数料」といいます。)は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年18.0%の割合の金額とします。ただし、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

(A)元利定額支払方式の弁済金(毎月の支払金でリボ手数料を含みます。)は、あらかじめ会員が指定し、当社が認めた支払コース(1万円から10万円まで1万円単位。)の金額とします。又リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が支払コースの弁済金に満たない場合はその合計が弁済金となります。尚、リボ手数料が支払コースの金額を超える場合は、リボ手数料の全額をお支払いいただきます。

(B)利用時残高スライド元利定額支払方式の弁済金(毎月の支払金でリボ手数料を含みます。)は《カードショッピングのご案内(別表)》に記載のとおり、リボルビング払いの最終利用時の月末のリボルビング利用残高により算定されます。ただし、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。尚、リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が弁済金未済の場合はその合計が弁済金になります。

第38条(遅延損害金)

1. 本人会員が、カードショッピングの支払金を遅滞したとき(2項の場合を除きます。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1)2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス一括払いでの商品、役務又は割賦販売法に定める指定権利に関する取引について、当該分割払金に対し年14.60%を乗じた額と、分割払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額の何れか低い額。

(2)1回払い若しくはリボルビング払いの取引、又は2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス一括払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し年14.60%を乗じた額。

2. 本人会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1)1項(1)の取引については、分割払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額。

(2)1項(2)の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年14.60%を乗じた額。

<p>第 39 条 (カードショッピングの支払金の繰上返済等)</p> <p>4. 前各項までの規定に係らず、本人会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機 (ATM) を利用して、カードショッピングの支払金の全部又は一部を繰上返済することができますものとしします。但し、キャッシングサービスの支払金がある場合は、キャッシングサービスの支払金を含む全部又は一部を繰上返済するものとしします。尚、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。</p>	<p>第 39 条 (カードショッピングの支払金の繰上返済等)</p> <p>4. 前各項までの規定にかかわらず、本人会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機 (ATM) を利用して、カードショッピングの支払金の全部又は一部を繰上返済することができますものとしします。ただし、キャッシングサービスの支払金がある場合は、キャッシングサービスの支払金を含む全部又は一部を繰上返済するものとしします。尚、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。</p>
<p>第 40 条 (見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等)</p> <p>会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品又は提供された役務 (サービスを含みます。以下同じ。) が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換若しくは役務の再提供を申出るか、又は当該売買契約若しくは役務提供契約の解除をすることができます。尚、売買契約・サービス提供契約を解除した場合は、会員は速やかに当社に対し、その旨を通知するものとしします。</p>	<p>第 40 条 (見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等)</p> <p>会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品又は提供された役務 (サービスを含みます。以下同じ。) が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換もしくは役務の再提供を申出るか、又は当該売買契約もしくは役務提供契約の解除をすることができます。尚、売買契約・サービス提供契約を解除した場合は、会員は速やかに当社に対し、その旨を通知するものとしします。</p>
<p>第 41 条 (支払停止の抗弁)</p> <p>3. 会員は、2 項の申出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとしします。</p> <p>5. 1 項の規定に係らず、次の何れかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとしします。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとしします。</p>	<p>第 41 条 (支払停止の抗弁)</p> <p>3. 会員は、2 項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとしします。</p> <p>5. 1 項の規定にかかわらず、次の何れかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとしします。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとしします。</p>
<p>第 42 条 (サービス内容)</p> <p>2. ペイフラットは、会員がカード利用前に予め申出ることにより、申出以降に 1 回払いと指定したカードショッピングの支払方法を、リボルビング払いとしてお支払いいただくサービスです。</p>	<p>第 42 条 (サービス内容)</p> <p>2. ペイフラットは、会員がカード利用前にあらかじめ申し出ることにより、申出以降に 1 回払いと指定したカードショッピングの支払方法を、リボルビング払いとしてお支払いいただくサービスです。</p>
<p>第 43 条 (手数料の支払い・支払方法の変更等)</p> <p>2. 1 項の登録がされた場合、会員は、カード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払い、又は分割払いの手数料の規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボ手数料又は分割手数料を当社にお支払いいただきます。</p>	<p>第 43 条 (手数料の支払い・支払方法の変更等)</p> <p>2. 1 項の登録がされた場合、会員は、カード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払い、又は分割払いの手数料の規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボ手数料、又は分割手数料を当社にお支払いいただきます。</p>
<p>第 45 条 (キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1. 会員は、当社の定めるキャッシングサービスのキャッシング利用可能枠の範囲内で、次の各号に定める所定の方法をとることにより、1 万円単位 (但し、日本国外にあっては Visa worldwide が指定した現地通貨単位になります。) で繰り返して当社からキャッシングサービスを受けることができます。</p> <p>(1) 会員は、日本国内では、当社が提携している金融機関及びクレジットカード会社が運営している現金自動貸出機等 (CD・ATM) に、また日本国外では、Visa worldwide に加盟するクレジットカード会社・金融機関等が運営している現金自動貸出機等 (CD・ATM) にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。但し現金自動貸出機等 (CD・ATM) によっては 1 回払い、又はリボルビング払いの何れかに限定されることがあります。</p> <p>(2) 会員が当社指定の音声自動応答装置 (IVR) により所定の申込みをする方法。但し、この場合の融資金は第 11 条により、会員が指定した預金口座に振込むものとし、その振込みをもって会員は融資金を受領したものとします。</p> <p>2. キャッシングサービスは、当社が認めた会員のみがそのサービスを受けることができます。但し、会員のお支払実績等を勘案し、当社は会員に通知することなく融資をお断りする場合があります。</p>	<p>第 45 条 (キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1. 会員は、当社の定めるキャッシングサービスのキャッシング利用可能枠の範囲内で、次の各号に定める所定の方法をとることにより、1 万円単位 (ただし、日本国外にあっては Visa worldwide が指定した現地通貨単位になります。) で繰り返して当社からキャッシングサービスを受けることができます。</p> <p>(1) 会員が、日本国内では、当社が提携している金融機関及びクレジットカード会社が運営している ATM 等 に、また日本国外では、Visa worldwide に加盟するクレジットカード会社・金融機関等が運営している ATM 等 にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。ただし ATM 等 によっては 1 回払い、又はリボルビング払いの何れかに限定されることがあります。</p> <p>(2) 会員が当社指定の音声自動応答装置 (IVR) により所定の申込みをする方法。ただし、この場合の融資金は第 11 条により、会員が指定した預金口座に振込むものとし、その振込みをもって会員は融資金を受領したものとします。</p> <p>2. キャッシングサービスは、当社が認めた会員のみがそのサービスを受けることができます。ただし、会員のお支払実績等を勘案し、当社は会員に通知することなく融資をお断りする場合があります。</p>
<p>第 47 条 (キャッシングサービスの支払金の繰上返済等)</p> <p>4. 前各項までの規定に係らず、本人会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機 (ATM) を利用して、キャッシングサービスのリボルビング払いの支払金の全部又は一部を繰上返済することができるものとしします。但し、当社が提携する</p>	<p>第 47 条 (キャッシングサービスの支払金の繰上返済等)</p> <p>4. 前各項までの規定にかかわらず、本人会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機 (ATM) を利用して、キャッシングサービスのリボルビング払いの支払金の全部又は一部を繰上返済することができるものとしします。ただし、当社が提</p>

金融機関の現金自動預払機 (ATM) での返済についてカードショッピングの支払金がある場合は、カードショッピングの支払金を含むものとします。尚、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。

携する金融機関の現金自動預払機 (ATM) での返済についてカードショッピングの支払金がある場合は、カードショッピングの支払金を含むものとします。尚、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。

《カードショッピングのご案内 (別表)》

◎リボルビング払い

支払方法	手数料率	支払方式	締め・支払い
リボルビング払い	実質年率 18.0%	(A) 元利定額支払方式	毎月 25 日締切 (翌月から毎月 26 日支払い)
		(B) 利用時残高スライド元利定額支払方式	

・ (A) 元利定額支払方式 毎月の弁済金は 1 万円～10 万円までの 1 万円単位で、**予め**会員が選択し、当社が認めた額となります。

《カードショッピングのご案内 (別表)》

◎リボルビング払い

支払方法	手数料率	支払方式	締め・ お 支払い
リボルビング払い	実質年率 18.0%	(A) 元利定額支払方式	毎月 25 日締切 (翌月から毎月 26 日支払い)
		(B) 利用時残高スライド元利定額支払方式	

・ (A) 元利定額支払方式 毎月の弁済金は 1 万円～10 万円までの 1 万円単位で、**あらかじめ**会員が選択し、当社が認めた額となります。

《キャッシングサービスのご案内 (別表)》

返済方法	利率	返済方式	締め・支払い
1 回払い	実質年率 18.0%	元利一括払い	毎月末日締切翌月 26 日 1 回払い (最長 56 日～最短 26 日)
リボルビング払い		借入時残高スライド元利定額返済方式	毎月末日締切 (翌月から毎月 26 日支払い)

《キャッシングサービスのご案内 (別表)》

返済方法	利率	返済方式	締め・ お 支払い
1 回払い	実質年率 18.0%	元利一括払い	毎月末日締切翌月 26 日 1 回払い (最長 56 日～最短 26 日)
リボルビング払い		借入時残高スライド元利定額返済方式	毎月末日締切 (翌月から毎月 26 日支払い)

第 49 条 (個人情報の取得・保有・利用)

1. 本人会員入会申込者、本人会員及び家族会員入会申込者、家族会員 (以下これらを総称して「会員等」といいます。又、会員等のうち、本人会員入会申込者及び本人会員を総称して以下「本人会員等」といいます。) は、本規約に基づくカード取引契約 (以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。) を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報 (以下これらを総称して「個人情報」といいます。) を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。

(6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項 (写しを取得することを含みます。)、又は会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項 (写しを取得することを含みます。)

第 49 条 (個人情報の取得・保有・利用)

1. 本人会員入会申込者、本人会員及び家族会員入会申込者、家族会員 (以下これらを総称して「会員等」といいます。又、会員等のうち、本人会員入会申込者及び本人会員を総称して以下「本人会員等」といいます。) は、本規約に基づくカード取引契約 (以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。) を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報 (以下これらを総称して「個人情報」といいます。) を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。

(6) **「犯罪による収益の移転防止に関する法律」**に基づく本人確認書類の記載事項 (写しを取得することを含みます。)、又は会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項 (写しを取得することを含みます。)

第 53 条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社及び第 51 条の加盟信用情報機関、並びに第 52 条に記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

第 53 条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社及び第 51 条の加盟信用情報機関、並びに**第 52 条**に記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

第 54 条 (本規約に不同意の場合)

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会手続きをとることがあります。**但し**、第 50 条 2 項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会手続きをとることはありません。尚、第 50 条 2 項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類 (電磁的記録の送信を含む。) は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により、当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを本人会員は、**予め**承諾するものとします。

第 54 条 (本規約に不同意の場合)

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会手続きをとることがあります。**ただし**、第 50 条 2 項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会手続きをとることはありません。尚、第 50 条 2 項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類 (電磁的記録の送信を含む。) は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により、当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを本人会員は、**あらかじめ**承諾するものとします。